



第202100258573号
防起第2862号-1
発 境 自 第 7 号
令和4年2月10日

中国電力株式会社
取締役常務執行役員
島根原子力本部長 北野 立夫 様

鳥取県危機管理局長 水中 進一
(公 印 省 略)

米子市総務部長 辻 佳枝
(公 印 省 略)

境港市総務部長 築谷 俊三
(公 印 省 略)

島根原子力発電所1号機第4回定期事業者検査の実施について（申入れ）

島根原子力発電所1号機の廃止措置に関してその全体計画及び第1段階の廃止措置の実施に限って了解するに当たり、平成29年6月27日付第201700080193号、防起第671号-1及び受境自第33号で8項目の条件を付したところです。

ついては、2022年1月14日付島原本広第523号により連絡があった第4回定期事業者検査の実施に関して、下記について申し入れ、貴社の責任ある対応を求めます。

記

- 1 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 2 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 3 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 4 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 5 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。